

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの目的

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、職場・地域・学校・家庭など、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進をめざしています。

この法の趣旨にもとづいて、地方自治体レベルでも、計画を定め、公表する責任が定められています。

東郷町のプランでは、「人権の尊重」を基礎におき、あらゆる領域における男女共同参画推進のために必要な施策を具体的に決めました。また、プランを定め、進めていく過程で、男女共同参画の視点にたって住民が参画していくことを重視して策定しました。

男女共同参画社会の実現には、このプランにもとづいて、東郷町のすべての人々や行政、企業、学校、地域社会などが目標に向けて努力していくことが必要です。

2 プランの基本理念

基本理念

男女共同参画社会基本法には、次の5つの理念が定められ、東郷町男女共同参画プランは、その理念に基づいて策定しています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考えること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画する機会を確保する必要があること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援も受け、子の養育、家族の介護その他の家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすること。

5 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組とともに歩みを進めていくこと。

3 プランの基本目標

上に述べた基本理念を施策につなげていくため、次の5つをプランの基本目標とし、それぞれの目標のもとに基本的課題と施策を設定します。

- 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり
- 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり
- 3 男女平等の就業環境づくり
- 4 生涯にわたる健康と生活の充実
- 5 計画決定と推進への男女共同参画

4 プランの期間

プランの計画期間は、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間とします。国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を推進するため、中間年次に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化などに応じて、見直し時期を変更する場合があります。



具体的な施策・事業の実施目標期間として、「短期」「長期」の別を設けています。（第3章2「施策、事業の目標と内容」）。

〔短期〕計画期間のうち、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度に実施を図ることを目標とする事業

〔長期〕計画期間内のうちに実施を図ることを目標とする事業